

淀川水系流域委員会 第28回淀川部会 結果概要

開催日時：2004年12月18日（土）13：30～16：45

場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

参加者数：委員17名、河川管理者（指定席）13名

一般傍聴者（マスコミ含む）56名

本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1．決定事項

2．審議の概要

調整会議のとりまとめ意見が出されている項目に関する意見交換

実施項目とされている事業進捗状況について

検討項目とされている事業進捗状況について

その他

3．一般傍聴者からの意見聴取

1．決定事項

- ・ 次回の淀川部会は開催しない。
- ・ 事業進捗状況の各項目への意見（案）作成分担が決定した。下記の分担に従って、各項目への意見（案）をとりまとめた後、作成担当者・部会長・部会長代理が淀川部会意見書（案）を作成し、各委員に修正・異論がないかを照会する。異論がなければ、淀川部会意見として確定する。
 - ・ [調整会議でとりまとめた意見の修正] 川上委員
 - ・ [治水-1] 寺田部会長
 - ・ [治水-7-2 治水-9 治水-12-6] 川上委員
 - ・ [環境-6 環境-8 環境-10 環境-18] 渡辺委員
 - ・ [環境-22 環境-27] 倉田委員
 - ・ [計画-1] 塚本委員
 - ・ [環境-29 環境-35 環境-36] 大手委員
 - ・ [環境-47 環境-53] 有馬委員

2. 審議の概要

資料 1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」、資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」を用いて、事業進捗状況に寄せられている委員の意見について説明がなされた後、意見交換が行われた。

調整会議のとりまとめ意見が出されている項目に関する意見交換

資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」のうち、調整会議でとりまとめられた意見（案）について、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

利水-1 [5.4(1) 利水者の水需要精査確認]

- ・調整会議のとりまとめ内容は適正なものだ（部会長）。

利水-2 [5.4(2) 水利権の見直しと用途間転用]

- ・基礎案への意見の中に「安易かつ恣意的」との記述があるが、「恣意的」は強く言いすぎだ。削除した方がよい。
- ・確かに「恣意的」は強く言いすぎている面があるので、削除する。

利水-4 [5.4(4) 湯水対策会議の改正を調整（水需要の抑制）]

- ・これまでの湯水対策会議は、湯水時のみに開催される会議だったため、限界があった。今後は平常時でも開催していくということだが、水需要抑制につながるような会議になる可能性はあるのか（部会長）。

これまでの湯水対策会議は、取水制限を何%にするのかといった生々しい内容だった。しかし、昨年3月以降湯水対策会議を5~6回程度開催して利水者や府県の方々に国土交通省の考え方を説明したり、意見交換を行ったりしている。また、琵琶湖・淀川流域圏の再生という関係省庁や関係府県が集まった場で協議会を作って、今後の琵琶湖・淀川水系をどうしていくのかという協議を行う中で、やはり、今後の連携の枠組みが重要だといった議論をしておりそういった枠組みができれば、我々の意志を伝えていく場にしていかなければならないと考えている。（河川管理者）

- ・河川管理者は節水対策パンフレットを配布して様々な活動をしているが、このほかに、例えば補助と連携した節水活動を有効にするための活動は行っているのか。

具体的に団体に補助している状況ではないが、節水キャンペーンの中の一つとしてシンポジウムを開催した。今後は、住民団体等との付き合いも深めていき、実践できることからやっていきたいと考えている（河川管理者）。

利用-14 [5.5.3(5) 船舶航行環境影響検討]

- ・舟運による環境への影響がどの程度なのか。舟運による環境への影響については、疑問に思っている。波がおこったことによる影響、現在も航行している砂利船の影響についてご存じの方がいれば、教えて頂きたい。
- ・砂利船の航走波によって水際がえぐられているところもあるし、貝類が波にあらわれてしまうケースもある。また、水際の植生付近に礫が堆積し、かなり影響があると思

う。ヨシ帯であっても、ヨシに卵が付着している産卵期には影響が大きいのではないかと考えている。

- ・意見書（案）では「観光のための舟運はできるだけ制限されるべき」として、観光舟運についてマイナス評価をしているが、これでよいのか。川に親しみを持ってもらうためには、川から見てもらうことも大切だ。意見書は、もう少し柔らかい記述に改めた方がよいのではないか。
- ・住民は川への関心が希薄。川に関心を持ってもらうためには、環境への影響を踏まえた上でなら、観光舟運は有効な手法だろう。
- ・川に親しみを持ってもらう必要性はあるが、大型船による舟運はやめるべきだ。
- ・観光舟運にはエコツーリズムという概念も含まれているだろう。遊びから川に親しみを持つということもある。舟運による環境への影響はあるだろうが、全面的に禁止するのではなく、環境への配慮やいくつかの条件を付ければ可能ではないか。意見書（案）の「できるだけ制限されるべき」という記述では、書き方が強すぎる。
- ・船舶の航行を許可すると、プレジャーボートの規制が非常に難しくなってくるのではないか。河川環境が危機的かつ深刻な状況にあるという中で、舟運がどうあるべきかという考えに立って、意見書（案）の記述を考えて頂きたい。
- ・将来的に観光舟運が大幅に伸び、河床掘削や水制工設置等の開発が進んでしまい、環境と舟運の共存ができなくなる危惧があるため、大型の開発を防ぐ意味で「できるだけ制限されるべき」という記述になっていると理解している。
- ・アクセスとしての舟運には賛成できない。小型動力や石油を使わない環境に優しい動力を採用する等、川の中で楽しむ、川に親しむための舟運であれば良いのではないかと考えている。
- ・河川管理者が実施した舟運による環境への影響調査やモニタリングでは不十分だ。
- ・意見書（案）の最終行で「今後も試行とモニタリングを継続し、その結果はその都度「淀川環境委員会」に報告し」とあるが、その場合には、モニタリングの具体的な内容まで含めて報告してもらわなければ、あまり意味がない。
- ・最終行の「淀川環境委員会」に関する記述は削除する。

実施項目とされている事業進捗状況について

資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」のうち、実施項目とされている事業進捗状況に寄せられた各委員の意見に関して、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

維持-4 [5.6(1) 河川管理施設の老朽化対策の実施]

- ・構造物はかなり人工的な景観なので、川の景観にマッチするようなデザインを考慮すれば、川の景観も大きく変わるだろう。

維持-5 [5.6(1) 歴史・文化的価値のある施設の保全（長柄東地先）]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。
治水-7-2 [5.3.1(1) 淀川高規格堤防整備事業 (新町)]
- ・高規格堤防の景観は、マンションができると、河川側から見ると、良くない。河畔林を植える等の工夫が必要だ。
- ・高規格堤防には、破堤しないという利点がある一方で、全川で実施するには財政的にも不可能である。他にも、河川景観上の問題もあり、必ずしも良いことばかりではない。高規格堤防は、財政的な面から現実性があまりない部分もあり限定的で、高規格堤防だけに頼ってはいけないという意見を部会意見の中に盛り込んでいけばよいだろう (部会長)。
- ・河川公園をリハビリ空間として活用することだが (資料 1-1 P32)、公園として造成するようなことは避けてほしい。患者の方々が自然の恵みを受けられるようなものを考えてほしい。
治水-9 [堤防補強 (淀川堤防強化委員会終了)] 治水-12-6 [堤防補強 (下津屋地区)]
- ・堤防補強には反対しないが、単に弱い堤防を補強するだけではなく、越水による破堤にも効果のある堤防を目指すべきであり、そのために効果的なやり方をしていくべきだ。また、技術的な検討も進めてほしいといった点を意見書に盛り込めばよい (部会長)。
- ・堤防強化に対する意見書は、ダムWGの意見書と整合性がとれるように配慮する必要がある (部会長)。
- ・今のところ、堤防補強の考え方は少なくとも河川管理者と私は乖離しているが、来年度から堤防強化が4つの重大政策の中に入るといぐらいのところまで来た他、越水した堤防の研究費もつくことになった等、少しずつ流域委員会の成果が現れはじめている。
環境-6 [5.2.1(1) 横断方向の河川形状の修復を実施 (赤川地区)]
- ・追加意見や修正意見は特になかった。
環境-8 [5.2.1(1) 横断方向の河川形状の修復を実施 (海老江地区)]
- ・追加意見や修正意見は特になかった。
環境-10 [5.2.1(1) 横断方向の河川形状の修復を実施 (下津屋地区)]
- ・下津屋地区の高水敷の切り下げを実施するとしているが、高水敷を切り下げると堤防が弱くなるという地元住民の不安の声も聴いている。高水敷の切り下げ実施にあたっては、地元住民に十分な説明をした上で実施していくべきだ。
環境-18 [5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復の実施 (魚類の遡上・降下) (小泉川)]
- ・追加意見や修正意見は特になかった。

検討項目とされている事業進捗状況について

資料 1-2 「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書 (案)」のうち、実施項目とさ

れている事業進捗状況に寄せられた各委員の意見に関して、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

環境-22 [5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復の検討 (魚類の遡上・降下)]

- ・魚道については、木津川上流河川環境研究会に魚道部会を設置して検討中だが、まだ検討結果を発表できる段階にはない。しかし、現段階での情報を提供してもらった上で意見を作成しなければ、中身のない意見書になってしまわないか。

最終的な研究会としての結論を出せる段階ではないので、現段階でどこまで情報を提供できるのか、研究会と調整してみたい (河川管理者)。

環境-27 [5.2.1(2) 魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

計画-1 [5.1.2(2) 河川レンジャー]

- ・河川管理者は、河川レンジャーの役割として「河川管理行為の支援」を挙げており、これに対して各委員から「権限を与えるべき」との意見が出されている。淀川部会として、どの程度まで意見を言うべきなのか。重要な案件なので議論をしておく必要がある (部会長)。
- ・河川レンジャーの活動内容として「河川管理行為の支援」が加わることになるのであれば、やはり、何らかの権限が必要になるのではないかと考えている。また、河川レンジャーの適任者選定も難しい問題の1つだろう。いずれにせよ、さまざまな手法を用いた実践を積み重ねてやっていくほかない。ただ、現時点で踏み込んだ意見を述べるのは難しい。
- ・ある程度の規約を先に作ってしまい、それを議論するという方向性もある。
- ・「河川管理行為の支援」の実効性をあげるためには、少なくとも、現場の声を尊重して施策に反映していくという役割は明確にしておくべきではないか。そういったことが明確になるように、委員会の意見をまとめればよいのではないかと (部会長)。
- ・河川レンジャーは、歴史教育担当、運動施設担当、防災担当等、いくつかは区別して展開した方がよい。

維持-18 [5.6(3) 安全利用のための対策]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

環境-29 [5.2.2(1) 水位操作の試行を実施 (淀川大堰)(上流)]

環境-35 [5.2.3(2) 河川環境上必要な水量を検討 (新淀川)]

環境-36 [5.2.3(2) 河川環境上必要な水量を検討 (大川、神崎川等)]

環境-47 [5.2.5 土砂移動の障害を軽減するための方策を検討]

環境-53 [5.2.6(1) オオサンショウウオの生息環境を保全する (木津川上流)]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

関連施策-53 [5.2.6(1) 国営公園整備]

- ・追加意見や修正意見は特になかった。

その他

事業進捗状況への意見書とりまとめの進め方、および、部会開催について
事業進捗状況への意見書とりまとめの進め方、および、次回の部会開催について意見
交換が行われ、「1. 決定事項」のとおり、決定した。

寺田部会長のあいさつ

本日が最後の淀川部会となるが、これまで多くの傍聴者に参加して頂き、大変厳しく
具体的なご意見を頂いた。淀川部会は、関心を持って頂いた傍聴者の皆さんに支えら
れたからこそ、ここまでやってこれたと思っている。不十分な点もあったとは思いますが、
次の流域委員会でより発展させてほしいと思っている。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・意見書(案)に現場の住民の声が反映されているのかどうか、大いに疑問だ。
- ・事業進捗状況の利水-4(湧水対策会議の改正を調整)への意見として、琵琶湖の水位
を基準とした対応(例えば、BSL-60cmで取水制限をいくりにするとか、大川、神崎川
に流す維持流量をいくりにする等、関連するところをセットで具体的に実施する)を
盛り込むよう、お願いしたい。
- ・大阪市では舟運を地域の活性化のために考えている。河川は上流・中流・下流で事情
が違っており、下流の河川敷は大勢の人に利用されている。また、単に利用されてい
るだけではなく、不法投棄やゴミ捨ての管理もなされている。委員には河川の上流か
ら下流までしっかり現場を見て意見を言ってほしい。
- ・環境問題を重視している委員が8割程度であり、次の委員会では、地元の意見を取り
入れる委員を追加する等、委員のバランスを考えるべきだ。また、委員会には、地域
の行政担当者も参加していない。これも改善すべきだ。
- ・事業進捗状況報告の治水-7-2(淀川高規格堤防整備事業(新町))への意見が委員から
出されているが、この内容では弱い。高規格堤防事業に関連した各種の「規制」につ
いて、河川管理者から詳しい説明を受けて、より明確な考え方を示して頂きたい。高
規格堤防への意見書は、他地域の高規格堤防事業にも影響を及ぼすので、詳細な検討
をお願いしたい。

以上